人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年五月八日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一一―八―二九

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「拉致問題対策本部事務局長代理又は郵政改革推進室長」を「拉致問題対策本部事務局長代理又は郵政民営化推進室長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。